

国際公共財の財政学—方法論—

津曲 俊英*

要 約

独立主権国家の並存という国際関係において、国際化の進展に応じて一国の完結的統治可能範囲が次第に狭くなる中で、国際公共財の重要性が増加し、その供給のあり方に関する検討が不可欠となっている。国際公共財の供給主体としては、国家・政府以外にも多くの主体がありうるが、依然として主たる供給主体は国家・政府であり、政府活動という形で供給される。

国家・政府は公共財を供給するための装置であり、公共財の一種としての国際公共財の供給についても究極的には一国の政府が国民に対して責任を負うべきものである。

国際公共財は、多岐にわたるものであるから、その性質に応じて分類した上で、供給の態様についても検討する必要があるが、この分野についてはすでに公共経済学的視点から優れた研究が行なわれている。

ただ、公共財の供給は市場とは異なり結局は政治的に決まってくるものでもあり、国際公共財の供給についても国際関係において一国政府がどのように対応するのかを導く国際関係における枠組みを検討する必要がある。そこでは、当該国民のための公共財供給装置であるという国家・政府の限界と、それだけでは対処不全とならざるを得ないという自覚に基づく共同体の意識と、更に、それらを超える地球市民的自覚という3つの次元が相互に交じり合って現状に至っていると考えることができる。

更に最も議論となることは、国際公共財供給の負担のあり方であって、そこには負担に関する norm があって然るべきであるが、solidarity のない国際関係においては衡平原則に基づいて、ある場合には応能負担、またある場合には応益負担の原則が適用されるべきことになる。

但し、特に国際公共悪に対処する場合には、国内的対応と異なり原因者責任を追及できない可能性があるので注意が必要である。

国際公共財供給に係る現実の資金負担の状況を把握する必要があるが、その場合には、例えば援助との関係の整理、国際公共財と国内公共財との整理、国際公共悪に対応する場合の inaction と corrective action との対比、更に、政府支出における国際公共財関連支出の把握等検討すべき点が多い。

今後の有効な国際公共財供給を展望する時には、連帯感と代表と負担の関係を整理して、衡平原則に則った理性的な想像力と相互理解が必要であろう。

* 財務省財務総合政策研究所客員研究員

I. 問題意識

I-1. 公共財と国家、政府

一国の国家制度や政府の基本的な成り立ちや歴史的経緯は様々であるとしても、政府と言う枠組みは私的關係や市場では十分にまたは全く供給されない公共財（Public goods : PG）を供給するための装置として発明され存在しており、その活動の資金的側面を財政と言うことができる。

この装置は、発明されて以来その役割は歴史と共に変化し、またそれぞれの国によって異なっている。君主のための国家、共和国、理念的な夜警国家、更には福祉国家と様々な形で存在してきたが、それとともに一国の財政の役割も多様化、拡大してきた。国家の歳入面の経緯も同様に変化してきた。

他方、政治的な交渉や経済取引の拡大（ヒト、モノ、資本、サービス）は、取引形態、通信・運搬の手段・技術の進展によって、一国の文化、政治、経済の国際化を急速に進めており、かつては一国完結的であった当該国政府の統治能力を統治責任との比較において相対的に低下させてきている。公共財についても、かつては国内公共財であったものが国際公共財（International Public Goods : IPG）の性質を持つようになったり、新たな種類の国際公共財が生じたりする

ことが見られるようになる。

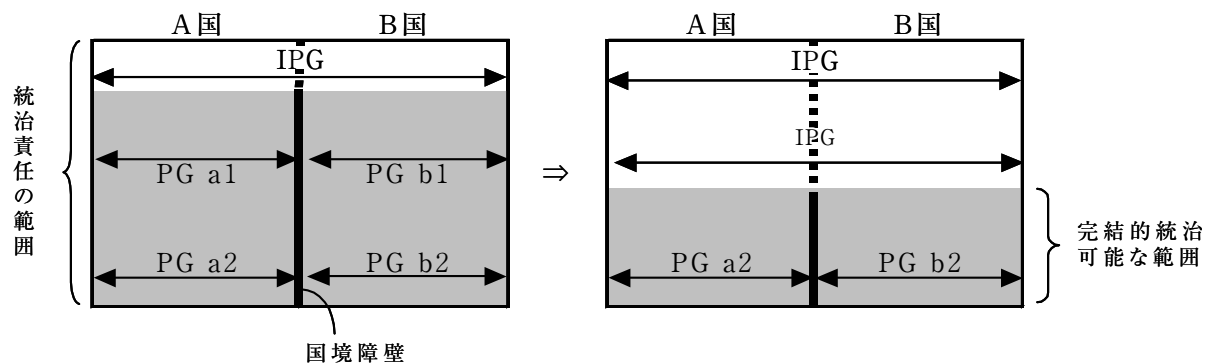
ここで見られる特徴は、

- ・国際公共財の拡大（国内公共財の国際公共財への転化、新規国際公共財の発生など）
- ・一国政府の統治能力の低下（統治責任は求められるも、完結的統治が行えなくなる）
- ・上記の2点に対応するために国際機構・枠組みや協議が増加する。
- ・しかしながら、独立主権国家を基本とすることには変わりがなく、政府は当該国民の求める公共財（それが国際公共財であろうと内国公共財であろうと）を供給することが依然として求められる、ということである。

I-2. 国内公共財と国際公共財

翻って、公共財（PG）そのものについてみると、その重要性について多くの議論が為されてきているが、その性質上、市場によっては充分には供給されないため、誰かがその必要性を認識した上で（場合によっては認識することもなく）、単独で又は共同で供給している。従って、その必要性の認識と供給する能力が伴わない場合には、公共財の常として基本的に供給不足となりがちである。ただ、「不足」状態にあ

図1



（注）PG a1, PG a2, PG b1, PG b2 が国内公共財。

るという認識を示すことができるのは、その消費者である個々の国民でしかありえず、国際公共財（IPG）について世界が一致した認識を必ずしも持っている訳ではない。

国内公共財の場合には、多くの場合には政府が一国の統治機構を通じて何らかの過程を経て供給することになるが、国際公共財（IPG）の場合には、統一的な政府が存在しないために、統治機構を通ずる需要の顕示と供給が必ずしも期待できない。

公共財には、供給主体と国際性によって当該国にとって大きく4種類があると考えられる。即ち、図2のようにA国にとって、国内公共財（PGa）、A国発生 of 国際公共財（IPGa→b）、B国発生 of 国際公共財（IPGb→a）、A国B国共通発生（または両国外で発生）の国際公共財（IPGglobal）が存在する。

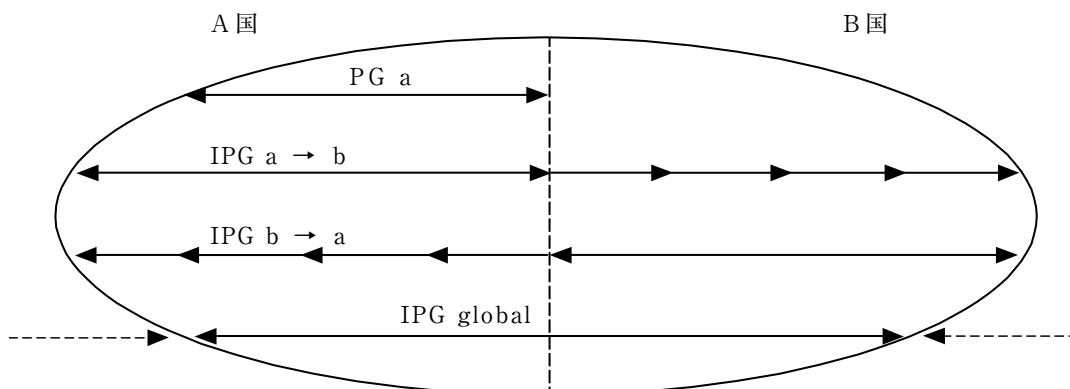
そもそも公共財は、一国の存在を当然の前提とした上で、等価交換個別報償原理に基づく市場経済とは別の無償性や強制力を伴う共同体的紐帯による非市場的關係において供給消費されているものであるから、そのような前提が必ずしも十分には成立していない国際関係の中で、国際公共財問題（IPGa→b, IPGb→a, IPGglobal）を国家・政府活動との関係でいかに論ずることができるであろうか。

なお、公共財の供給について見ると、すべてが政府機構を通じて為されているわけではなく、政府以外の主体が供給することもあり、多くの意味で市民・国民の参加が重要であることは言うまでもないが、また、政府が供給しているものであるからと言ってそれらが公共財というわけでもないが、本稿では依然として主たるplayerである国家・政府の公共財供給を論ずることとしたい。

I-3. 公共財の範囲

公共財として考えることができるものとしては、理念、思想、価値、秩序や状態、制度枠組み、組織、知的財産、サービス、電波、環境、commons等、実に多岐にわたるものがあり、それらは人間が活動する以前から存在するものに加え、人間の思想、文化活動、社会政治活動、経済活動において、生産、供給、消費されている。当該公共財について注意がなされるようになると、多くの場合に何らかの形で政府が関与してくる。その関与の仕方としては、政府が直接に供給・消費する形から、規制又は促進措置、正統性の付与等があるが、その関与のゆえんは、政府、国家が、最終的な国内合法的強制力が認められている公共財供給装置であるからである。そして政府が関与すれば、何らかの形で政府の

図2



(注) 内→外、外→内の国際公共財対処については、方法としては、そもそも国境措置で人為的、政策的に国際公共財化を食い止める場合や、各々の国内制度や法制の許す範囲内で供給を認める場合、更には制度法令をharmonizeすることによって、国内公共財としてとどめているように見える場合もある。

諸活動として捉えられるのであり、結局は財政と関係することになる。国際公共財を考える場合にも、まずは一国の政府活動を包括的に見ることが参考になると思われる。

国際公共財の一般的な定義として「『非排除性』と『非競合性』が国境を越えて及ぶ財サービス」ということになるが、「国際公共財」という言葉もこれまで多くの文脈で使われてきており、財サービスに限らず、価値観、理念、市場制度、秩序といった社会経済の前提まで含んで考えることもできよう。なお、非排除性と非競合性が国境を越えて及ぶからと言って、各国が受容する効用が等しいということにはならない。（このことは、第Ⅲ節の議論に関係する。）

ここでは具体的に検討するために、一国内で供給されている広義の公共財と比較してみたい。広義で見ると、様々な所与とされた前提を含めて一国の財政・政府活動との関連が見えてくると思われる。財政学の教科書から一つ拾ってみると、表1のように整理されている。

表1は分野としての分類であるが、統一政府

の下にある一国内の状況をまとめたものであり、これに対応する国際的に共通の前提や公共財や制度、組織を想起できる。勿論、これら以外に文化、伝統、社会学的関係を含めた非市場的关系が存在する。これらの国内諸活動そのものが実は国際公共財そのものである場合もあって、既に国内政府活動の国際公共財化が始まっていると考えられ、分野ごとに個別の国際公共財の検討をすることが可能である。

これらを分野横断的にかつその基底にある関係を輪切りに見るために、人間生活全体との関係で改めて整理すると、大きく図3のような大模様の中に位置付けることができる。

表1の〔対応する政府活動〕が国際関係の人間関係の中で、国際公共財としていかように創出され、維持されているかということを見ていくことも重要である。

I-4. 問題提起の方法論

国際公共財の財政学を検討する場合の前提として、I-2. で掲げた最適性の判断軸をどこ

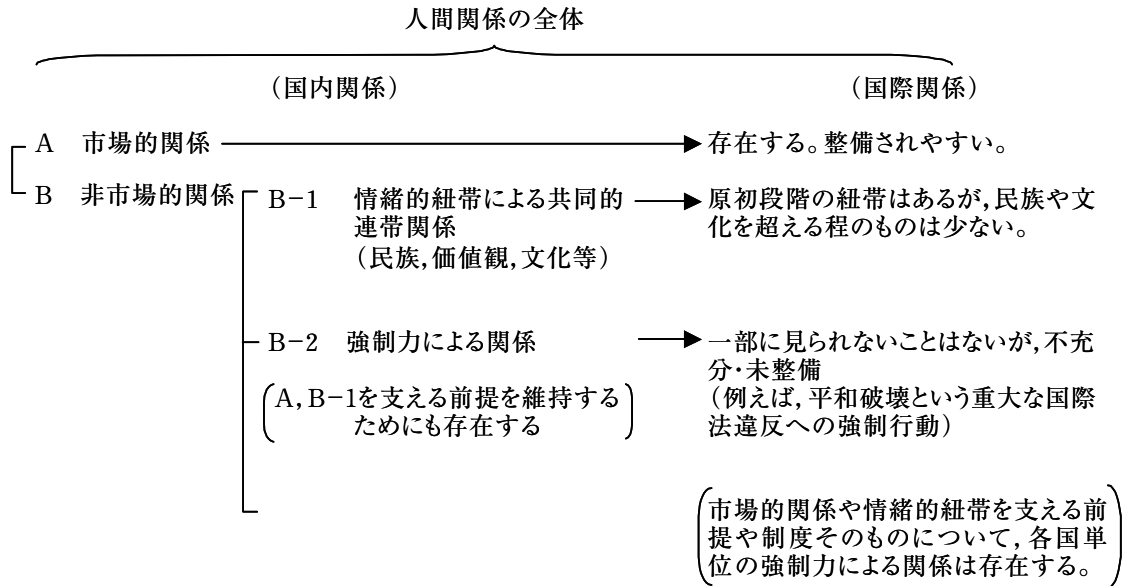
表1

〔競争市場の前提〕		〔前提の侵害・不成立と市場の失敗の例〕	〔対応する政府活動〕
私有制	私有制の侵害	思想・行動の自由の侵害 私有制の侵害	警察,治安維持,司法制度, 外交,国防
市場の完全競争性	競争の不完全	価格情報の不完全 価格支配力の存在 参入・退出の制限	市場情報・取引所の整備 独占・寡占等の規制 産業組織政策
市場の普遍性	市場の不在	公共財の存在 外部性の存在 不確実性の存在 将来市場の不在	公共財の供給 公害の規制,環境保全政策, 社会保険制度の整備, 情報提供 公共投資,経済計画
選好・技術の凸性	技術の非凸性	規模の経済の存在	公企業経営,公共料金規制 独禁政策
	(私有制が保障される結果)	所得権・資産の不平等 生存権の否定	所得再分配(生活保護,社会 保障,累進税) 教育・就業機会の均等化

(出所)「財政学」山田雅俊 他 著 有斐閣 1992 7頁

(注) 上の表にある「公共財」とは狭義の公共財であり、例えば保健、インフラや戸籍等の財サービスであると考えられる。

図 3



に置くかという問題、即ち、当該国民のための（国際）公共財供給装置としての当該国政府の合理的財政活動として着目するのか、又は、対象諸国家国民のための諸政府による国際公共財供給枠組活動の最適性（効率性）に着目するのかという基本問題を検討しなければならない。

実は、この点についての明確な意識が考えられることなく、これまで論者の各々が勝手に自らが判断する立場をとって議論が行われてきたように思われる。International Public Goods without International Government¹⁾という認識は、主権国家の並存を前提としつつ、どこまで国際公

共財が創出・供給されるかという問題意識であって、そこには(i)当該国民のための公共財供給装置という基本的性格を持つ諸国家の限界と(ii)それらだけでは対処不全とならざるを得ないという自覚に基づく諸国家共同体的意識と、更には(iii)それらの前提を超えた地球市民・世界市民的自覚という3つの次元が相互に交じり合っているように思える。

これらの点を整理する前に、国際公共財供給に関する公共経済学的な類型化議論を見ておきたい。

Ⅱ．国際公共財の類型化供給の最適性に関するこれまでの研究

Ⅱ－１．国際公共財の類型化

表1は、政府活動を対象領域毎に国内公共財から国際公共財への転化の可能性を見るためのものであるが、国際公共財それ自体の性質を捉

えた上で分類し評価することが Sandler や木原達²⁾によって既に行なわれてきている。

Ⅱ－１－１³⁾．

そもそも公共財の経済学的な定義は、消費面

1) Kindleberger⁽⁴⁾

2) Todd Sandler⁽¹³⁾, 木原⁽³⁾

3) Ⅱ－１－１, 及びⅡ－１－２の内容は、木原⁽³⁾によるものである。

における non-excludability（非排除性）と non-rivalry（非競合性）を持つということであり、これによると、国際公共財の定義を“types of activities or products where benefits spill over, wholly or partly, across two or more countries⁴⁾”とした上で、その publicness の程度に応じて、4 種類‘Pure public goods’ ‘impure public goods’ ‘club goods’ ‘joint products’に分類できる。（以下、この節では表 2 を参照）

Pure public goods とは、消費の非排除性、便益の非競合性の双方の性質を持つ「純粋公共財」を指す。この場合、消費の「ただ乗り」のインセンティブが働く可能性がある。例として、温室効果ガスの排出削減や大気汚染の軽減が挙げられる。

Impure public goods とは、部分的に競合性があるか、部分的に排除可能性がある「準公共財」で、道路や通信網の混雑減少による便益の低下や排除するのにコストがかかるものが挙げられる。

Club goods とは、少額の費用負担で「ただ乗り」を排除でき、各人の公共財利用率を監視することが可能で、利用者に利用料を課すことができる「クラブ財」である。例として通信ネットワーク、灌漑設備、有線情報サービス等が挙げられる。

Joint products とは、一種類の公共財が、異なる種類の複数の便益を産む「結合生産」で、森林保護などが挙げられる。

II—1—2.

しかし、この定義は消費面からの定義に過ぎず、これに供給面または生産面における特性に応じた分類を加えることができる。それは、国際公共財を供給する場合に、個々の供給主体の活動が全体としてどのような集積（aggregation technology）の結果になるのかに着目した分類である。

Aggregation technology として、summation,

weighted-sum, weakest link, best shot の 4 つを用いている。

Summation とは、各単位の公共財拠出が公共便益の全体水準にひとしく加算される「単純加算」である。例えば、地球温暖化防止策の場合は、一国の温暖化ガスの拠出量は単純に他国の排出量を代替するに過ぎないことから、「単純加算」のケースに当てはまると考えられる。

Weighted-sum とは、個別の拠出にウエイトを付して総計する「加重和」であり、例として酸性雨の蓄積・削減（各排出国の排出量、風向き、地理的位置等により当該国に降り注ぐ酸性雨に占める各排出国のウエイトが異なる）が挙げられる。

Weakest-link とは、個別拠出のうち「最小」のもの（最小の努力）が公共財の総量を決める「最弱の連結部」であり、最小の拠出を超えるほかの個別拠出は公共財の総量に影響を及ぼさない。例として疫病の蔓延抑制が挙げられる。

Best-shot とは、公共財の総量が個別の「最大拠出水準」（最大の努力）にひとしくなる場合に適用される。例として、IT・医薬・バイオテクノロジー等の「先進的な研究」が挙げられる。

II—2．類型と最適性

非排除性・非競合性と集積モードの両方に着目する必要があるのは、主体が経済合理的な行動をとるとすれば、公共財の本質から free-rider や prisoner's dilemma が生じるので、最適性や効率性が必ずしも最良の結果を期待できるわけではないものの、例えば weakest link の場合をとると、自らが free ride して何らの貢献をしなるとすれば、他者がいくら多くの貢献をしたとしても当該国際公共財の全体としての供給レベルはゼロになるわけであるから、公共財供給装置の機能を果たすために当該国が合理的に行動すれば free ride は発生しないことになる。自ら絶対に必要とする消費レベルを確保するために

4) Ravi Kanbur⁽¹⁰⁾

表 2

Aggregation technologies, optimality and proposed institutional arrangements
for various classes of regional public goods

Classes of regional public goods		Pure Public	Impure Public	Club	Joint Product
Aggregation technology					
Summation	(overall level of public good equals the sum of country contributions)	•limiting air pollution •desertification	•providing public health infrastructure •market boards for commodities	•satellite communication network •transnational parks	•deterrence through peacekeeping •preservation of rain forests
	optimality	<i>undersupplied</i>	<i>undersupplied</i>	<i>efficient</i>	<i>some undersupply</i>
	proposed institutional arrangements	<i>treaty or multilateral</i>	<i>multilateral</i>	<i>club structure</i>	<i>treaty or multilateral</i>
Weighted sum	(each agent's contribution can have a different additive impact on the overall level)	•reducing ambient pollutants •limiting the spread of AIDS	•limiting runoff pollution •curbing acid rain	•free trade agreements •power grid	•eliminating the threat of terrorism •eliminating threats of revolutions
	optimality	<i>somewhat undersupplied</i>	<i>somewhat undersupplied</i>	<i>efficient</i>	<i>some undersupply</i>
	proposed institutional arrangements	<i>treaty, if information available</i>	<i>bargaining, if localized</i>	<i>club structure</i>	<i>treaty or multilateral</i>
Weakest link	(the smallest effort determines the public good level)	•inhibiting the spread of a pest •labor standards	•surveillance of a disease outbreak •drug interdiction	•transportation network •Basle Accord among G-10	•family planning •security intelligence
	optimality	<i>supply may be efficient</i>	<i>somewhat undersupplied or efficient</i>	<i>undersupply owing to externality</i>	<i>some undersupply or efficient</i>
	proposed institutional arrangements	<i>regional collective, rich nation contribution, partnership</i>	<i>regional collective, rich nation contributing, partnership, or loose agreement</i>	<i>official intervention</i>	<i>treaty or multilateral</i>
Best shot	(the largest effort determines the public good level)	•cure for orphan diseases •monitoring technologies	•agricultural research findings •genetically engineered crops	•crisis management squad •satellite launch site	•quelling of a flare up by peacekeepers •bioprospecting
	optimality	<i>undersupply or efficient</i>	<i>undersupply or efficient</i>	<i>efficient</i>	<i>efficient</i>
	proposed institutional arrangements	<i>partnership</i>	<i>partnership</i>	<i>club structure</i>	<i>coordination needed</i>

(出所) Sandler 他の論文 * 注の中で示された表を筆者が合成したものである。

(* 注) Daniel G.Arce and Todd Sandler, "Regional Public Goods ; Typologies, Provision, Financing, and Development Assistance" 2002. 1 EGDI, Sweden

は自ら貢献するとともに他者にも強く働きかけることが期待できる。その結果, "supply may be efficient"となる。

Best shot の場合には, 自らが必要とする消費レベルを確保するには, 他者の供給がそれ以下であるとすればそれに相当する自らの貢献を行うことで足り, 他者に働きかける必要はない。その結果, "undersupply or efficient"となる。

このように, 当該国際公共財の非排他性・非競争性の程度と集積モードによって, 世界全体としての供給の程度と協力のあり方に違いが生じてくる。それらをまとめたものが表3である。

Summation の場合には, 他国による貢献の増分は自国の貢献の代替となるから free ride が生じ, その結果として club 財の場合を除いて, un-

dersupply となることになる。

この表3は, 国際公共財全体として作られたものではなく, 国際公共財の一種の regional public goods を検討対象として作られたものであるが, 国際公共財の class, aggregation technology, optimality, institutional arrangement がまとめられているので, 参考にできると思われる。

これに関する資金負担の可能性を検討すると, おそらく optimality について undersupply で, proposed institutional arrangement が treaty or multilateral であれば応能負担によらざるを得ず, partnership の institutional arrangement であれば相互の協議で対応し, club の場合には利用や使用に応じ fee を負担することになろうとされている。

Ⅲ．国際公共財の供給と国家, 利益, 国際政治との枠組み

Ⅲ－１．国際公共財と国際政治

表2は, 国際公共財を供給する場合の諸形態を整理したものであり, 国際公共財を検討するに参考となるものであるが, 必ずしも供給主体たる国家, 政府が国際公共財に関する供給活動(＝政府活動)を行なう又は行なわないことの動因や理由を説明するものではない。即ち, institutional arrangement として, 例えば treaty or multilateral や collective や rich nation contributing が提言されているが, それらの枠組みを実現するための分析は示されておらず, 現在の国際社会の中で生じてきている国際公共財の創出過程とパラダイムを必ずしも示してはいない。国際公共財の供給が国際政治或いは国際政治の構造プロセスの中から行なわれていることに鑑みれば, これら国際政治の視座からの検討が行なわれて然るべきであろう。

何故ならば, 公共財には受益と対価の1対1の対応関係がないために, 何らかの負担を負ってでも国際公共財を供給する(場合によっては, 供給主体と負担主体は異なる)場合には, その

供給の動因という観点からの整理が必要であると思われるからである。それも単に, 必要だと認識されれば, 即ち需要があれば必ず供給されるわけではなく, 一国内の強い要請が生ずる力学に着目することが適当と思われる。

ここの議論は, 表2の各国際公共財が国際関係において創出され, 維持される枠組みを検討する作業となるが,

- ・公共財の主たる供給主体としての国家の役割という次元
- ・その国家にとって供給動因となる利益とその遠さとの関係
- ・国家の動きを決める枠組み

という3つの側面を, I 節で述べたように国際公共財は国内の国民が需要するという意味で, 国内的に消費される公共財でもあるという点にも注意して見ることにしたい。(この構図を示さないと, 究極の義務的な負担主体者たる国民の意思が顕示されるまでのプロセスが示されないことになる。)

Ⅲ—２．国際公共財の主たる供給者である国家 という制度に着目する検討

Ⅲ—２—１．

まず、国際公共財の供給・分担の主たる player が国家であることから生来する側面を検討してみたい。

高坂は、国際政治の基準単位である国家を、力の体系、利益の体系、価値の体系の単位であるとし、国際関係はこれらの３つのレベルが絡みあった複雑な関係であると見る⁵⁾。

- (i) すなわち、力の体系としての国家は国内的に「物理的暴力による恫喝」という手段を独占し、これによって人々の秩序を保つ枠組みであり、例としては警察制度と司法制度、そして国家の対外的な独立と国民の自由を確保することを目的とした組織としての軍隊を挙げている。対内的秩序と対外的独立（資源利権の確保）を保つための最終的な担保制度の体系である。そして、この体系の具体的発動が軍事紛争、戦争であり、これを国内的にも国際的にも制限・抑制するために大きな努力が払われてきた。皮肉なことに、抑制するためには更なる強力な力の体系を要するが、超大国にとってはこの抑制システムは必ずしも機能するという事にはならない。例えば、国連の安保理体制は軍事力の行使に正統性を付与でき、また超大国の一方的行動を牽制はできるが抑制はできないというものであるが、力の体系の赤裸々な発動を封じ込めようとする大きな枠組みを国際連合体制として提起している。そして、この体制を形成したのが第二次世界大戦の戦勝国の力の体系であった。
- (ii) 利益の体系としての国家の役割は、その国富を増大させ、国民に最低限の生活水準を確保し、又は、人々の間の生活水準の極端な格差を是正することである。これは、国民の団結（solidarity）を前提に成り立っているから、solidarity の存在しない体外的関係においては、外国国民に対しては責任は負わない。

- (iii) 価値の体系について、高坂は「われわれの国家にしても、それは単に中央権力の及ぶ範囲を言うわけではない。国民が基本的な価値体系を共有しているからこそ、そこに秩序が成立しているのである。…、ところが、国際社会にはその基礎となるべき価値体系は存在していないのである。そこには複数個の価値体系、すなわち複数個の正義が並立しているのである。」と指摘している。ある特定の価値基準にのみ沿って供給される国際公共財があったとしても、他の価値基準からすれば受容は容易ではない。それは、当該国際公共財の基本的性質、供給手段、方法、負担・分担のあり方等、それぞれの視点・側面に価値体系の違いから生ずる意見の対立があり得る。

例えば、核兵器不拡散条約（NPT）は、５つの核兵器国以外の国への核兵器の拡散を防止するための不平等条約であるが、その不平等性を受け入れることによって自国と国際の平和を確保しようという考えの国々がある一方で、インド、パキスタン、イスラエルのように自国の安全保障は自らが核兵器を持つことによって確保できるという考え方の国も存在する。

Ⅲ—２—２．

これらの関係において国際公共財を政府活動との関係で検討すると、国内的には強制力を持つものの国際場裡では必ずしもそうではない各国・政府が、自国民のための供給という枠組みを超えて活動する状況としては、基本的には次の２点が想定される。

- ・原初状態の連帯であるに過ぎない諸国家や諸国民の関係を対象とする自発的供給（例えば、basic human needs に関する援助）
- ・超国家的な強制力は存在しないというものの一部例外的な強制的供給（例えば、国連安全保障理事会の法的拘束力のある決定による場合）

5) 高坂(4)

て、また負担分担に実行的合意がなされていないことの証明でもある。勿論、客観的の共通利益についての認識は、いまや世界中にあまねく行き渡っているものであり、G7、世銀、MDBsの主要対処目標とされるところまでには至っている（しかし、資金的には必ずしもついていかない）状況にある。

Ⅲ—４．諸国家の対応を位置付ける枠組み

Ⅲ—４—１．

前記Ⅲ—３の利益を実現するための態様には、ヘゲモニーによる単独供給、leading countriesによる供給、国際組織による供給、各国がバラバラに供給する場合等、多くの例が考えられるが、各々の国際公共財の nature に対応する態様に注目する必要があるものの、基本的には国際政治・国際社会を国家間での政治、国境を越えて相互に作用する個人や集団が営む政治についての理解の仕方を明らかにしておくことが有用と思われる。

中西は⁷⁾、国際政治を主権国家体制、国際共同体、世界市民主義の３つの位相が混合したものと捉えることができるとしている。

(i) 「主権国家体制」という位相は、ウェストファリアシステムであり、①主権国家が国際政治の唯一の基準単位である、②主権は不可分かつ不可譲であり、国内社会で至高の存在であり、相互に平等である等といった考え方を骨子として、従って、主権国家の上位にある権威も存在せず、世界を「諸国家の社会」として捉える。ただ、その秩序を維持するために、相互的に他国の生存と主権を認め、共存するため相互の生存や決定的価値を脅かさず、条約等の自発的結束は守るといった段階にとどまる社会である。

「主権国家体制」の例として、「外交関係に関するウィーン条約」や「領事関係に関するウィーン条約」は、国家間の付き合い方の基本ルール、秩序を定めたものであり、これら

は、主権国家体制という位相を直接に表現している国際公共財の典型と考えられる。このような国際公共財は、主権国家が直接に必要とし、またその国の在外邦人の保護を目的とすることから、実定法化される以前から確立されていた諸原則を実定法化したものであって、ウェストファリアシステムから導かれたものと考えてよい。

(ii) 「国際共同体」とは、国際社会の基本単位は国家であるが、しかし国家は絶対的な主権を持つ存在ではなく、国際機構等の actor も国際政治の主体となりうるのであって、主権は少なくとも部分的に移譲可能である。国際共同体の核心は、その構成員たる諸国家とその主体が、一定の価値ないし問題意識を共有し、その実現を図る共同体を為しているという感覚にある。

「国際共同体」の例としては、現在供給されている多くの国際公共財は、国際共同体の位相として見ることができよう。国際連合体制はこの典型である。国際の平和と安全を維持することを目的とし、諸国家の合意に基づき国際連合という国際組織を設立し、一定の範囲内で安全保障理事会の決定に拘束されることを受け入れていること等である。この国連体制そのものは「国際共同体」の位相の表現であるが、この体制を支えているものは、Ⅱ—２、Ⅱ—３で触れた国家間の関係である。勿論「国際共同体」から来ているものにはバリエーションがあって、「主権国家体制」の色合いの強いものから弱いものまで様々である。

(iii) 「世界市民主義 (cosmopolitanism)」は、国際共同体・価値の共有を徹底した究極にあるもので、①国際社会においても基本単位は個人である、②国家は擬制に過ぎず個人は世界に帰属する、というといった考え方である。

「世界市民主義」の例としては、世界を統治する統一政府が存在しない状況では厳密な

7) 中西(8)

意味での世界市民主義の位相による枠組みは国家間合意によるものとしてしか存在しないのである⁸⁾が、思想の表現としては国連人権宣言や人権宣言が挙げられよう。特に、自由権規約の第一選択議定書（日本は未批准）は、規約に定められた権利を侵害された個人が人権委員会に通報し救済を求めることが認められている。

また、ILO（国際労働機関）憲章は、加盟国の代表を4人とし、そのうちの2人を政府代表、1人を使用者代表、1人を労働者代表で構成し、各々の代表は個別的に投票する権利を認めることとしているが、これも当該国家の利益代表だけではなく、使用者や労働者という世界をヨコで結びうる代表が投票権を持つという仕組みとなっている。

更に、近年「人間の安全保障(Human Security)」という考え方が提起され、国家というよりも人間個人に着目して、貧困、環境汚染、テロ、疫病、難民といった国外からだけではなく一国内からも生じる脅威から守るというものである。これも、世界市民主義に近いものと考えられる。ただ、この人間の安全保障を実現する主体としては、特に国外ではなく国内に起因する脅威に対処しようとする場合には、その正統な権限がどこに由来するのか不明であり、かつ供給主体に義務がない、又は遠い場合には「べき」論をいかに唱えようとも枠組としては成立しづらいために、多くの場合に、必要とされる財源はvoluntaryなものとならざるを得ない。人間の安全保障基金も日本国政府のdonationによるもので、国家間基金とはなっていない。

Ⅲ—4—2.

これら3つの位相を規範的に考えると、各々が異なる政治行動を要求し、「主権国家体制」からは主権の相互尊重・内政不干渉という規範

が、「国際共同体」からは国家間協力を増進すべしという規範が、「世界市民主義」からは国家を脱却して個人を基本単位として考えるべし、という規範が生じる。これら3つの規範は突き詰めればトリレンマ（三律背反）の関係にあるが、現実の世界はトリレンマの中で動いているのも事実である。とすると、この3つの規範を軸として国際公共財の供給態様も検討できると考えられる。

ここで特記しておくべきことは、主権国家体制、国際共同体、世界市民主義が常に同程度のバランスで作用しているのではなくて（これはⅡ—3の三種の利益についても同様）、歴史の時点や生産力、科学、情報通信技術の発展に伴って、それらのバランスは変化しているということである。公共財（国際公共財）に係るactorとしては、いまや国家だけではなくて、国際組織、地方政府、NGO等が重要な主体となりうるのであって（例えば対人地雷条約）、それらは国家とは異なって地球大の特定分野において働きうるものである。ただ、その活動の正統性や財源能力は、地球大の「参加」が制度化されていないために、脆弱である。この「参加」に裏打ちされたplayerは、今のところ国家政府だけである。

Ⅲ—5. 小括

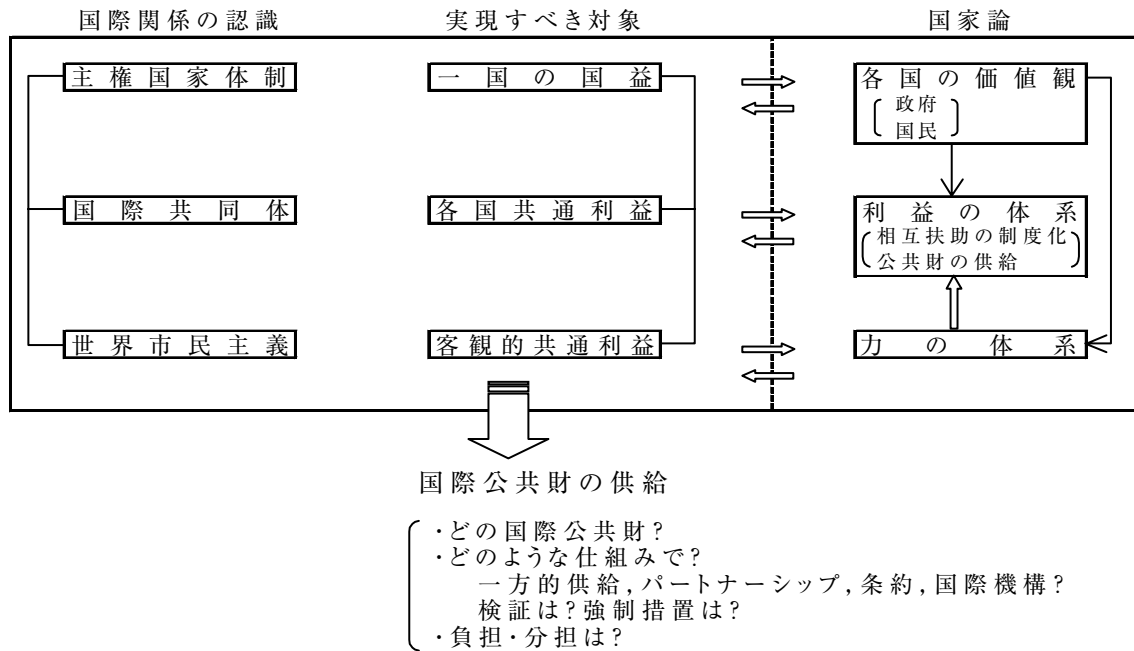
国際公共財の供給という観点から、以上の高坂による国家論、最上による利益論及び中西による国際関係位相論を整理すると、表3の関係があると思われる。

国際協力の枠組を制度化したものが国際機構の設立や法的拘束力のある条約体制の確立であるが、これは一部の例外を除いて⁹⁾、正統化された強制的執行による国際公共財供給・負担は存在せず、かつ自力執行についても能力と正統性に限界があることから、国際的な協力（強制

8) 規約は「…締結国は、…次の通り協定する」となっているから。

9) 明らかな暴力の発動ではなくとも、経済制裁等が考えられ、また、国際公共財の供給に関して国際的な村八分制度も導入されている例もある。

表 3



的な意味を持たないという意味の協力)の体制を国際機構(国際組織)という形で整えて、国際公共財を供給するものである。その特長としては、(特に事務局を設立している場合には)、正統性が世界的に認知されるがゆえに国内的説得力があって、新たな rule making、情報の普及、検証等が容易となるのである。この国際機構も表3の関係で整理され得る。

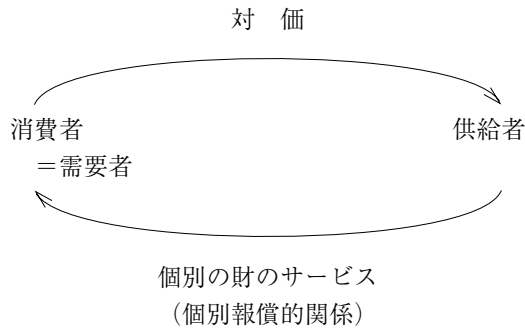
表3の関係は平面的なものではなく、各国の価値の体系(従って正義・公平に関する考え方)も相互に異なり、国際公共財を等量消費したとしても各国にとっての効用も異なり、更に国際公共財を実際に供給側にとってもコストが各々に異なるということを認識する必要がある。歴史的に見ると、民主主義の普及、科学技術の発展、通信と人的往来の進展等によって、価値観の相互理解、共通利益の重要性の認識、一国の統治能力の減少が進んできており、国際協力の枠組が戦後急速に増加してきているという事実もあって、個々の国際公共財ごとに上記の関係を整理する必要がある。ここでは、試しに気候変動枠組条約と京都議定書を対象に分析してみると、以下のように整理できよう。

地球温暖化条約体制は、気候変動問題を「人

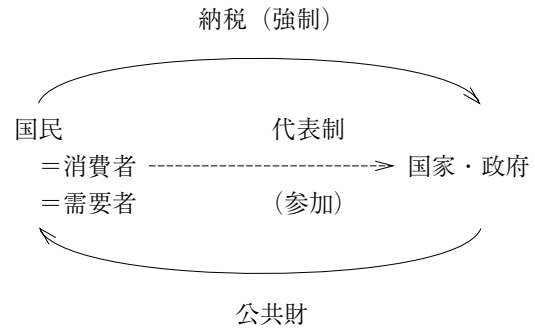
類共通の関心事」であるとして、地球が温暖化して気候が大きく変動することによる被害が将来生ずるかもしれないという国際公共財に対応する必要があるという客観的共通利益のために、主権国家体制の下で各国単位で加盟し必要な措置をとることとし、負担のあり方としては「共通ではあるが差異のある責任」という考えに基づくことにしている。

更に詳細に見ると、米国は京都議定書には未署名で一国の国益を追求すると同時に、「各国共通利益」(負担)として枠組条約上の温室効果ガスの排出源や排出量の測定と報告を行なっている。京都議定書は温室効果ガス削減の数値目標を先進国のみに求め、開発途上国には義務を負わせないという偏頗性を甘受して国際共同体としての成立を見せ、他方、産油国等も特別配慮を得ているということになる。

<Private goods>



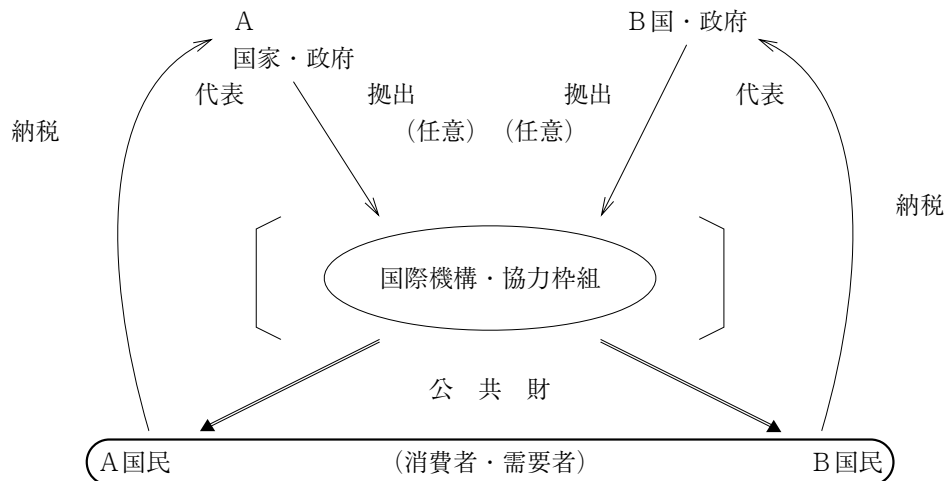
<国内公共財の場合>



- 特別な目的税以外は、納税と公共財との間には特定性は存在しない。納税額は税法で、公共財の種類・量等は予算で、即ち国民の代表者が議会で決める。税の公平が大きな議論となる。

もし、消費者＝需要者が満足しなければ次の選挙で代表に選出されない。

<国際公共財の場合> (多くの種類があるが、そのうちの1つ)



- 費用の負担者と国際公共財の消費者が必ずしも一致しない。必要とするならばA・B両国が各々に供給することもある。
また、一旦相互羈則的な枠組を構築した上で、任意ではなく義務的費用負担を実現する例もある。
- 補完原則 (subsidiary) から見ると、地方公共財は地方における代表と義務とからなる地方政府が、国内の全域の公共財は中央政府が担当すべきであるが、国際公共財の場合には担当すべき政府が国際的に組織されていないこと、及び各国民の代表、参加、義務と国際公共財消費 (強制消費) とが直接的ではないことが挙げられる。

IV. 国際公共財供給の Norm について

IV—1. 供給・負担の関係

II 節で国際公共財と供給態様の類型を、III 節

で主な供給主体たる国家の動因について見たが、Ⅳ節では、ある国際公共財を供給するという段階に至ったとして、負担・分担の Norm（相互協議や交渉で依拠すべき Norm）について論じたい。

その基本形は、国家は当該国民のための国際公共財供給装置であるという前提から発せられるものである。「国際貢献」と国内公共財供給とは連続性を持つものとしてとらえる。

国際公共財は、市場の需要と供給の關係に委ねることが期待できないから、そのための負担のあり方は国内公共財と同様に何らかの政治的決定によらざるを得ない（このことは、結果が最適であるということを保証し意味しない）。公共財の供給問題の核心は、負担のあり方である。負担する主体、供給する主体、消費する主体、そしてそれらの關係を決定する主体の關係は次のとおりであって、それらの主体がどれほど説得され、納得するかということが決めてであり、その基本が Norm である。

Ⅳ— 2. Norm の整理

Ⅳ— 2— 1.

各国間で供給負担について国民の指示を得て、solidarity が確立されていない世界において、合意に至るためには負担の程度と衡平性が不可欠である。負担の原則としては、応益負担(beneficiary pay)と応能負担(ability to pay)とがあるが、これをどのように具体化するのかということである。

国内公共財の場合には、国民の個々は賛成しなくても国の意思決定手続を経れば何らかの形で負担が強制されるが（即ち個々には willingness to pay がなくとも）、国際公共財の場合には個々の国・政府が供給に参加し、負担するこ

とは任意であり、強制されることはない。

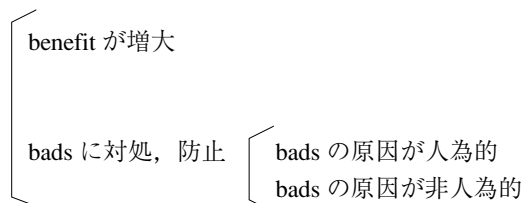
そこでは、供給活動に参加するのかということと、どの程度の負担をするかという2段階の意思決定が行なわれるが、ここでは後者の負担の程度を決める Norm がテーマとなる。

国・政府は国民のための公共財供給装置であるから、当該国民が被益する国際公共財供給行動に参加する、という前提に立てば必ず beneficiary である。国と国との關係は、主権平等ではあるが、人口、経済規模、面積等まちまちであり、また文化、価値観も異なるので、客観的な消費量が同じであったとしても、被益の程度や供給に対する評価もまちまちであり、更に、その被益の程度も客観化できる場合とできない場合がある。

他方、負担能力は、被益の程度とは無関係であって、国の間で大きな差があっても GDP 等による客観化が容易であるが、価値観や選好の違いによって個々の IPG に対する willingness to pay については差があるにも拘らずその客観化は難しいことが多い（選好の明示的顯示が行なわれないことが多いから）。

この場合、国際關係においては国家はあたかも一人のように振舞うと言われることもあるが、民主主義国家においては支配者＝被支配者であり、各国の被支配者の間に共通価値や共通利益があれば、小さいながらも何らかの solidarity が生ずることもあって、参加、代表という側面からの検討が必要であろうが、政府間の負担面で協力關係は構築しやすくなることもある。

応益に関して benefit が増大する場合と benefit の減少を食い止める、即ち bads に対処・防止する場合という2通りに分ける必要がある。後者の場合は更に、原因が人為的な場合と非人為的な場合があって、人為的な場合には被



応益負担(a)

（但し、応益の程度が客観化出来ない場合には
応能負担となりやすい。）

原因者負担(b)

応益負担(c)

益国が (bads が及ばない又はこれに対処するという意味で) 負担するのではなくて、原因国が負担することが衡平原則に沿うであろう。

更に、被益の程度が客観化できない場合や客観化すべきではない場合、更には、客観化できても支払意思や能力がない場合は、beneficiary's ability to pay で負担することになり、結局は客観化しやすい ability to pay が採用されやすいことになる。このことは、国際機構の財政分担割合という重要な問題で表面化することも多いと思われる、この分担割合を研究することは示唆するところが多いものと予想される。いずれにしても、willingness to pay, benefit principle, ability to pay の関係を衡平の観点から整理する必要があると考えられる。

IV—2—2.

国際公共財の実際としては、その供給の必要性が強く認識されるのは何らかの問題が生じた場合であって、往々にして国際公共悪 (IPB: international public bads) への対処としての国際公共財問題が多い。これは上記表中(b)に相当し、

対応が難しい¹⁰⁾。というのは、

- (i) 人為性の程度の把握が難しい
- (ii) 原因と結果の関係立証が難しい
- (iii) 原因国間の責任の配分が難しい
- (iv) 原因国に支払能力が乏しい、又は原因国に支払意思がない場合がある
- (v) (iv)の場合には被益国 (被害国) が負担せざるを得なくなる場合がある = 自力救済等が想定されるからである。(iv)の故に(v)の対応をとらざるを得ない場合も見られることであり、これらは恫喝、居直り強盗原則ともとれる場合すら想定できる。

私は、この負担に関する原則としては「共通ではあるが差異のある責任 common but differentiated responsibility」という考え方が1つの手がかりになるのではないかと考える¹¹⁾。ただ、この原則は責任論にとどまっておき、責任があることと実際の供給を分担することは同列であるべきことが正義・衡平に適うのであるが、現実には供給・貢献能力に差異があるので、この原則を具体化することは容易ではない。

V. 国際公共財のための資金について

V—1. 現状

V—1—1.

現在存在し、供給されている国際公共財の全てを把握することは不可能であり、また国際的な資源配分の適否を正統性をもって判断する主体が必ずしも存在せず、判断基準 (軸) も前節で見たように多様であり従って最適性も判断できないから、資源配分上の観点から見て望ましい供給量を判断することも困難である。

ただ、特定の分野の国際公共財について、特定の者が判断軸を示した上での試算ならば可能であろう。

国連事務総長から委託を受けた High Level Panel on Financing for Development が2001年6月に出した報告 (Zedillo 報告) は、途上国の開発という観点から国際公共財 (global public goods) 供給のために望ましい資金を、年200億ドルであるという推計を示している¹²⁾。

10) この場合の対応として、原因行為の中止、原状回復、損害賠償、代替措置、予防措置、それらの費用負担等が考えられる。国連国際法委員会の「国家責任条約草案」等を参照。なお、国家の負う責任を国家自らの行為に限るのか、当該国家の領域内の私人の行為にまで拡大するのかという問題もある。

11) 津曲⁽¹³⁾

12) UN, General Assembly A/55/1000, 26, June 2001

これは、peace keeping、伝染病の防止、熱帯病用薬品の開発、ワクチン、穀物、CFC（オゾン層破壊物質）対策、二酸化炭素排出対策（温暖化対策）、生物多様性保持を挙げている。

このような議論をすると、先進国はGDPの0.7%をODAにより途上国開発のために援助すべきであることが持ち出されるが、その援助と国際公共財問題は密接な関係にあることは当然であるとしても、その基本的な性格に違いがあることが見逃されがちである。というのは、国際公共財を援助との間には、

- (i) 国際公共財は途上国だけの問題ではなく先進国と途上国との双方の問題であり、
- (ii) 国際公共財の中でも特に国際公共悪の場合には、その原因国が責任を負うべきであって、途上国であるということだけで当然に先進国から資金移転されるべきではないこと¹³⁾、
- (iii) 国際公共財は当該国国民も需要・消費することを念頭に置くべきものであるが、援助対象は被援助国の国民が需要・消費すべき公共財であること、
- (iv) 援助は、被援助国の政府（中央・地方）が供給すべき国内公共財について、援助を行なうもので（従って用途を限定しない場合もある。また債務削減もある。）、国際公共財供給の場合は、援助国側にとって不足する国際公共財を供給するために資源を配分するものであること、
- (v) 一国内の所得移転である最低限度の生活保障は、国内財政の所得再分配機能の発露で、強い連帯感の上に成立している相互的機能であるが、援助による再分配とは必ずしも同列ではないこと、
- (vi) 更には援助は所得の再分配（redistribution）機能の観点からも検討できるのではないかと、等といった問題があると思われるからである。

このdistributionとallocationの機能を意識することなく単に混合させることは、国際公共財実現が某国へ援助するという形で目的がすりかえられたり、国際公共悪原因国が援助を当然に求める場合の論理となりうるので注意が必要である。EUの財政・自主財源制度は1つの手掛かりを与えてくれる。EUは域内に多くの公共財を提供しているが、あたかも1つの国家のように、その歳入と歳出は上限を設けた上で、域内共通政策を行ないつつ、域内後進地域等のための構造基金（structural Funds）を設けて所得再分配を実施し¹⁴⁾、更にEUと加盟国が各々に開発途上国への援助を行なっているからである。

V—1—2.

国際公共悪については、badsの防止、又は発生したbadsへの対策という意味で国際公共財として取り扱えるが、badsの事前防止と事後的対策とを比較することは重要である。例えば、国際条約の中でも事後救済と事前予防とを使い分けしている¹⁵⁾。軍事紛争の事前防止のための軍縮制度と軍事紛争が発生し、更に戦後復興のための資金制度とを成立させ維持するための費用を想定することは重要である。

国際公共財に関して、inactionとcorrective actionsのコストを比較した研究事例がある（表4）。

勿論、この推計については議論の余地はあるが、国際公共財対策として個々に比較することは意味があって、事前予防型の対応が重要であることが見えるのではないだろうか。

V—2. 国際公共財と国内公共財

既に述べたように、国際公共財には新しく発生する類のものに加え、一国の対外開放性が高まった結果、従前は国内公共財であったものが

13) これを困難にしているのが、開発の分野における先進国と開発途上国という二分法である（高島(7)）。

14) 投票権の配分、特定多数決、EU裁判所、EU議会etc.の制度が前提。

15) この点に関して、国際連合国際法委員会「国家責任条約草案」やEU条約第174条「事前予防原則 precautionary principle」、「防止行動原則 preventive action principle」等。

表 4 *注)

Annual costs of inaction and corrective actions for provision problems of selected global public goods					
(billions of U.S. dollars)					
Type of costs	International financial stability	Multilateral trade regime	Reducing the excessive disease burden	Climate stability	Peace and security ^(a)
Inaction	50 ^(b)	260 ^(c)	1,138 ^(d)	780 ^(e)	358
Corrective actions	0.3 ^(f)	20 ^(g)	93 ^(h)	125 ⁽ⁱ⁾	71

(出所) Pedro Comceição (8) より

- (* 注) a) The costs for peace and security refer to just nine conflicts in the 1990s. These estimates are not annual costs—they are the costs incurred over the duration of the conflicts.
- b) Includes only banking crises in developing and transition countries ; excludes currency and twin crises.
- c) Net benefits from removing distortions in goods markets of industrial and developing countries.
- d) Refers only to Africa's excessive burden of communicable disease (relative to the burdens in Europe and North and South America) in 2000 in PPP exchange rates.
- e) Indicates the midrange potential reduction in global GDP if the atmospheric concentration of carbon dioxide reaches twice the level of the pre-industrial era in PPP exchange rates.
- f) This is a partial estimate ; it includes only technical assistance spending by the International Monetary Fund (IMF).
- g) The estimated costs of corrective actions for the multilateral trade regime are not annual and involve mostly one-time costs associated with capacity building.
- h) Estimated funding required by 2007 for the interventions proposed in CMH (2001), including commitments by both industrial and developing countries, to scale up existing interventions. Annual commitments would have to increase to \$ 119 billion by 2015. The interventions would significantly reduce the excessive disease burden in developing countries. There are no estimates of how long this level of commitment would have to be maintained.
- i) Annual costs to Industrial countries, over 10 years, of meeting Kyoto Protocol targets for carbon dioxide emissions (Estimate assumes full emissions trading and a 0.1 percent annual loss in GDP from meeting the targets.).

国際公共財の性質を持つようになったものもある。その結果、当該国内公共財を供給するための政府活動（そのための財政支出や規制、誘導等）が明確な意図を持つことなく国債公共財を供給している場合がある。

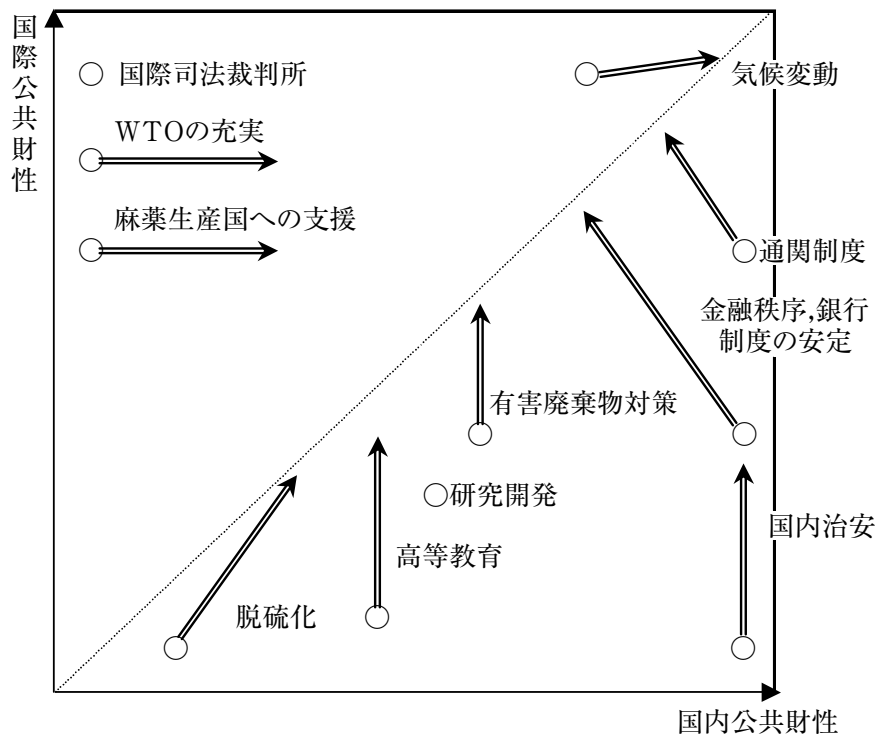
次の図では、従来国内公共財と分類されていたものが国際公共財性を高めてきた例を挙げている。（逆に、国際公共財の中にも国内公共財性を高めたものもある。）

例えば、地球温暖化の対応について見ると、その重要性を認識して気候変動枠組条約が1992年に採択され、更に京都議定書で各国別に排出削減の数値目標が定められ、政策措置、京都メ

カニズム等の仕組みも定まって発効も間近になってきた。これらに対応して排出権取引が実施されたり、かたや環境税の導入も俎上に上り、かつては遠い国際公共財であったものが国内公共財のための具体的な国内措置を政府活動としてとる必要が生じるに至っている。

金融秩序、銀行制度の安定について見ると、資本移動と金融サービスの自由化（WTO交渉の成果でもある）により、国内市場と世界市場との直結性が強まったことを背景に、国内金融業の再編や公的資金注入制度等という国内公共財が「日本発の世界金融恐慌の防止」という国際公共財の性格を持つようになっている。1998

<国内公共財⇄国際公共財への例>



年以降の我が国金融再生のために投じられた政府資金は国際公共財供給のための資金でもありとえられる。これら以外にも程度の差はあるとしても、国際公共財性も具えた国内公共財も考えられよう。

これらの供給を行なう政府活動を支えるのが各国の予算・財政支出であり、一部には、地球環境保全関係予算としてまとめられる例もないわけではないが¹⁶⁾、国際公共財供給という側面で捉えられることは少ないように思える。

Inge Kaul と Katell Le Gaulven は、世界中の公共財への公的支出額を約60兆ドル、国際公共財（ここでは global 公共財）関連の国際的支出額を約320億ドルと推定し、両者の比を200：1との試算を示している¹⁷⁾。

国際公共財には、具体的な財、サービスという形ではなく、秩序（状態）、制度（価値）等通量化できないものが多いので、この200：1

という比の多寡を論ずることは出来ないが、国や地方の財政支出の中でも国際公共財に通ずるもの、若しくは国際公共財性を意識して支出すべきものの比は、更には、財政支出以外にも規制措置、税的措置等も含めればもっと多いと考えてよいのではなかろうか。それらを具体的に算出し、国際比較することは行なわれてよい。

16) 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>)

17) Inge Kaul and Katelle le Goulven(2)

Ⅵ. 結び

国際公共財という用語は、一国を越えて消費の非競合性と非排除性が及ぶという性質に着目したものに過ぎず、その結果、国際的協力なしには供給、消費、負担関係を整理することが出来ず、かつ、国家自体が国民のための公共財供給装置であるということから、国際公共財の供給分担を論ずることは、それが経済的側面を持つ限りにおいて多くの場合に国内的にも国際的にも財政問題を論ずることに通ずることであると言えよう。その基底にはⅢ節で述べた関係がある。一国内の財政問題と異なるのは、強い連帯感で結びついた自国民の間の資源配分と所得再分配ではなくて、他国の国民にもその効果が及ぶことであり、それを一方的に供給する又は消費する場合であっても、国民にとっては「代表」と「負担」の関係が直接的ではないことが特徴である。また、分野、形態、性質等多岐

にわたり1つの理論でカバーできるものでもなく、分野ごとに検討する必要がある。

この現実世界を見たときには、既に多くの国際公共財が多くの主体によって供給され消費され、そしてそのために負担、分担も為されている。その歴史を見ると、国際公共財の *history of evolution* であり、国家機能と価値観の、そして国際政治の *evolution* である。

南極条約体制、宇宙条約体制等のように分野によっては、主権国家パラダイムを越えるような概念が実定法化されている例もある。今後、更に必要かつ重要となってくる国際公共財を供給するためには、衡平原則に則って *homo economica* にとどまらない、理性的な想像力と相互理解をもった協力関係の構築を一步一步進めていくことが必要である。

参 考 文 献

- 井堀利宏『国際公共財の負担問題』（やさしい経済学）日本経済新聞，1990年2月22日。
貝塚啓明『財政学〔第3版〕』東京大学出版会，2003年。
木原隆司「開発援助のための国際協調」財務総合政策研究所，PRI Discussion Paper Series02A-14，2002。
高坂正堯『国際政治』中央公論社，1996年
櫻田 淳『国家の役割とは何か』筑摩書房，2004年。
神野直彦『財政学』有斐閣，2002年。
高島忠義『開発の国際法』慶應通信，1995年。
中西 寛『国際政治とは何か』中央公論社，2003年。
最上敏樹『国際機構論』東京大学出版会，1996年。
山田雅俊，中井英雄，岩根 徹，林 宏明『財政学』有斐閣，1992年。
津曲俊英「国際公共財の供給に関する『負担のあり方』について」財務総合政策研究所，PRI Discussion Paper Series01A-08，2001。
同 「国際公共財について」、『経営と経済』第81巻3号長崎大学経済学会。
同 「持続可能な開発における『共通ではあるが差異のある責任』 について」。
財務総合政策研究所，PRI Discussion Paper Series01A-05，2001。
Daniel G Arce and Todd Sandler “Regional Public Goods Typologies, Provision Financing and Development Assistance” 2001, EDGI, Sweden.
Inge Kaul and Katell Le Goulven “Financing Global Public Goods ; A New Frontier of Pub-

- lic Goods”, *Providing global Public Goods* edited Inge Kaul etc. 2003, Oxford.
- Inge Kaul and Ronald U. Mendoza “Advancing the Concept of Public Goods”, *Providing global Public Goods* edited Inge Kaul etc. 2003, Oxford.
- Kindleberger “International Public Goods without International Government” *American Economic Review*, March 1986.
- Marco Ferroni and Ashoka Mody, “Global Incentives For International Public Goods”, *International Public Goods, Incentives, Measurement, and Financing*, Edited by Marco Ferroni and Ashoka Mody, 2001, Kluwer Academic Publisher.
- Marco Ferroni, “Regional Public Goods in Official Development Assistance”, 2001, INTAL-ITD-STA.
- Odile Blanchard, Patrick Crigui, Alban Kitaos and Laurent Viguire “Combining Efficiency with Equity”, *Providing global Public Goods* edited Inge Kaul etc. 2003, Oxford.
- Pedro Comceição “Assessing the Provision Status of Global Public Goods”, *Providing global Public Goods* edited Inge Kaul etc. 2003, Oxford.
- P.B.Anand “Financing the Provision of Global Public Goods ; Expecting and Prospect”, IDS, Ministry for Foreign Affairs, Sweden, 2001.
- Ravi Kanbur and Todd Sandler “The Future of Development Assistance : Common Pools and International Public Goods” Overseas Development council, 1999.
- Robert Nozick “Anarchy, State and Utopia” Basil Blackwell, 1974.
- Scott Barret “Creating Incentives for Cooperation : Strategic Choices”, *Providing global Public Goods* edited Inge Kaul etc. 2003, Oxford.
- Todd Sandler “On Financing Global and International Public Goods” 2001, World Bank, Working Papers by the Development Prospects Group # 2638.